

00689+

鳥取縣公報

目 次

◆規則

鳥取縣蚕種取引調査規則

鳥取縣二級建築士免許及び受験手数料規則の一部改正

建築士法施行細則の一部改正

◆訓令

鳥取縣蚕種取引調査規則

鳥取縣營放牧場牧野管理規程

昭和二十七年度行政書士試験の実施

昭和二十七年六月十三日鳥取縣告示第三百五
号中訂正

◆告示

鳥取縣職員研修規程

建築代理業者の登録

家畜共済の共済掛金率の一部改正

鳥取縣營放牧場牧野管理規程

昭和二十七年六月十三日鳥取縣告示第三百五
号中訂正

規 則

鳥取縣蚕種取引調査規則をここに公布する。

昭和二十七年六月二十七日

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取縣規則第四十六号

鳥取縣蚕種取引調査規則

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣規則第四十六号

鳥取縣蚕種取引調査規則

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

蚕糸業法（昭和二十年法律第五十七号）に基きこの規則を定める。

（目的）

第一條 この規則は、蚕種需給の実態を明らかにするため、蚕種取引に関する事項を調査することを目的とする。

（定義）

第二條 この規則で「協同組合」とは、農業協同組合法（昭和二十一年法律第百三十二号）による農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）による事業協同組合及び協同組合連合会をいう。

2 この規則で「蚕種」とは、蚕糸業法施行規則（昭和二十年農林省令第三十一号）第二十四条の規定により、普通蚕種検査合格証印を押なつした蚕種及び同規則第

四十四條の規定により、普通蚕種印を押なつした蚕種をいう。

3 この規則で「団体協約」とは、農業協同組合法第十條第一項の規定により、農業協同組合法若しくは農業協同組合連合会が締結する団体協約又は中小企業等協同組合法第七十條第一項若しくは第七十七條第一項の規定により、事業協同組合若しくは協同組合連合会が締結する団体協約をいう。

（届出の義務）
第三條 蚕種製造業者その他蚕種の販売を業とする者（以下「蚕種販売業者等」という。）が協同組合又は養蚕者と蚕種の売買に関する団体協約又は契約を締結し、若しくは変更したときは、締結又は、変更の日から十日以内に次に掲げる事項を様式第一号により、売買兩者連署の上知事に届け出なければならない。

一 契約若しくは団体協約の締結又は変更の年月日

二 契約又は団体協約の内容

三 契約又は団体協約の期間内における用途別（春蚕、

初秋蚕種及び晚秋蚕種別）並びに蚕種製造所別取引予定数量

4 前項に規定する契約又は団体協約を解約したときは、解約の日から十日以内に売買兩者連署の上、その旨を知事に届け出なければならない。

（報告の義務）

第五條 知事は、蚕種販売業者等に対し、この規則で定めるものの外、その業務及び財産の状況に関する報告を求めることができる。

第六條 この規則により、知事に提出する書類は、蚕種の買方の住所地を管轄する鳥取県蚕業取締所の支所を経由しなければならない。

- 附 則
1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際現に昭和二十七年用蚕種の取引に関する契約又は団体協約を締結しているものは、この規則施行の日から十五日以内に第三條に規定する届け出をしなければならない。

様式第一号

蚕種の売買に関する契約（団体協約）締結
(変更)届

記

このたび蚕種の売買に関する契約（団体協約）締結（変更）したので鳥取県蚕種取引調査規則第三條第一項の規定により届け出ます。

昭和 年 月 日

住所

売方氏名又は名称

鳥取県知事

殿

印

| 契約(団体協約) 締結又は(変更) の年月日 | 契約又は団体 協約の期間 又は方法 | 蚕種の価格給付 の決定の時期及 び方法 | 蚕種代金の受 渡しの時期及 び方法 | 蚕種の内 容 の場所及び方 法 | 約の期間内にお ける用途別蚕 種製造所別予 定期 |
|------------------------------|-------------------------|---------------------------|-------------------------|-----------------------|-----------------------------------|
| | | | | | |

備考
1 契約又は団体協約の期間内における用途別は「春蚕用、初秋蚕用、又は晚秋蚕用」の区分を記載のこ

2 契約又は団体協約の内容について未定の場合は、
決定次第追報すること。

様式第二号

蚕種の売買に関する受渡終了届

さきに届け出した蚕種の売買に関する受渡しを次のように
おり終了したから鳥取県蚕種取引調査規則第四條の規定
により届け出ます。

昭和 年 月 日

住所

売方氏名又は名称

印

買方氏名又は名称

印

記

鳥取県知事

殿

| 蚕種の受渡月日 | 品種名 | 蚕種の価格(グラム) | 蚕種数量 | 蚕種の製造所名 |
|---------|-----|------------|------|---------|
| 円 | グラム | 円 | グラム | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

第三條中「三百円」を「五百円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県規則第四十七号

鳥取県二級建築士免許及び受験手数料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第十四号

鳥取県二級建築士免許及び受験手数料規則の一部を改正する規則

鳥取県二級建築士免許及び受験手数料規則（昭和二十五年十月鳥取県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三條中「三百円」を「五百円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第四十八号

訓令

府 中 一 般
各 附 屬 機 関
各 出 先 機 関

鳥取県訓令第十四号

鳥取県職員研修規程を次のように定める。

昭和二十七年六月二十七日

鳥取県職員研修規程

(この規程の目的)

第一條 この規程は、地方公務員法（昭和二十五年法律第一百六十一号）第三十九條の規定の趣旨に基き、職員に対し公務の遂行能力の附与とその能率の維持増進

を受ける場合に限り、当該科目及び第一回の試験に合格点を得た科目的試験を免除する。

この規則は、公布の日から施行する。

附則

第二條 研修は、次の六部に分けて行う。

(研修の区分)

備考

蚕種の価格未定の場合はその旨記載すること。

第一部 新規採用職員に対して行う研修

第二部 雇傭人に対して行う研修

第三部 吏員に対して行う研修

第四部 専門的技能及び特定の事項について行う研修

第五部 職場において行う研修

第六部 職場における研修

(研修の実施機関)

第三條 第一部から第四部までの研修は、人事課において実施するものとする。

第五部の研修は、人事課又はその職務に直接関係のある課・所で実施するものとする。

第六部の研修は、各職場において、職務に直接関係のある監督者によって常時実施するものとする。

(研修の実施計画)

第四條 研修の期間、科目、時間、方法等研修の実施に必要な事項は、そのつど研修実施機関において定める。

(研修生)

第五條 研修を受けるもの(以下「研修生」という。)

は、所属長(県庁においては課長、その他においては機関の長、以下同じ。)の推薦した者のうちから研修の実施機関において選考の上決定する。

2 研修生の資格、推薦方法、人員等については、そつと研修の実施機関において定める。

3 研修生は、則に定める規律を守り、研修に専念しなければならない。

(研修生に対する研修の機会の附与)

第六條 所属長は、研修生が研修に専念できるように、機会と便宜を与えるなければならない。

(経費の支給)

第七條 研修生に対しては、必要により研修を受けるために要する経費の一部を支給することができる。

(研修の評価)

第八條 研修が終了した場合には、研修の評価を行うものとする。但し、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の評価の方法として試験を行つた場合は、必要

に応じその成績を所属長に通報する。

(修了証書)

第九條 修了証書を授与するを適当と認める研修を修了した者には、修了証書を授与する。

(研修の報告)

第十條 人事課以外の課・所において、研修を実施する場合には、研修実施機関はその実施計画及び研修修了者の所属課所、職、氏名、その他参考となる事項を人事課長に通知するものとする。

(雑則)

第十一條 第六部の研修には、第五條から第十條までの規定は適用しない。

第十二條 この規定に定めるものの外、研修の実施に關し必要な事項は別に定める。

告 示

昭和二十七年六月二十七日

鳥取県建築代理業者名簿に次の者を昭和二十七年六月二

鳥取県告示第三百二十一号

有畜農家創設計画によつて導入した家畜を導入後一年以内に死亡廃用共済に付する場合においては、当該家畜に適用する共済掛金率は、昭和二十六年八月鳥取県告示第三百四十九号(家畜共済の共済掛金率について)の表に掲げる率の百分の百十とし、昭和二十七年六月一日から適用する。

鳥取県知事 西 尾 愛 治

| 登録番号 | 登録年月日 | 本籍 | 現住所 | 氏名 | 業務管理者 |
|-----------------------|--|--------------------------------------|---------|----|-------|
| 244 和 27 6.6.21 | 岡山県都窪郡山手 村大字宿五九五 昭 岡山市弓之町七九 三宅建築士事務所 三宅 佐昭 | 鳥取市東品治町二 区一一 三宅建築士事務所 三宅 佐昭 | 西 尾 愛 治 | | |

鳥取県告示第三百二十三号

鳥取県営放牧場牧野管理規程を次のように定める。

昭和二十七年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県営放牧場牧野管理規程**(目的)**

第一條 この規程は牧野法（昭和二十五年法律第百九十
四号）に基き鳥取県営大山放牧場（以下「放牧場」と
いう。）の經營、維持及び管理を適正にし、放牧場の
荒廃を防止し、土地の保全と、放牧場利用の効率化を
図ることを目的とする。

(位置及び面積並びに用途別区画及び面積)

第二條 放牧場の位置及び面積並びに用途別区画及び
面積は左のとおりとする。

一、位置及び面積

鳥取県西伯郡大山村赤松字上槇原国有林
総面積 二二八、九五三ヘクタール
鳥取県日野郡溝口町大字金屋谷字水無原国有林

二、用途別の区画及び面積
別記鳥取県営放牧場現況並びに改良計画図のとおり
とする。

第三條 放牧場利用者の範囲は、本県の住民で家畜を飼
養する者とする。但し、毎年の放牧場の状況により本
県以外の者でもその放牧場の認容頭数の範囲内におい
て知事が許可するものはこの限りでない。

(利用者の範囲)

第四條 家畜の放牧頭数は成牛、馬に換算して上槇原延
九、八四〇頭以内、水無原延六、一五〇頭以内とする。
(放牧の方法)

第五條 放牧の方法は毎年場長が定める放牧実施計画に
よるものとし、晝夜放牧を原則とする。

(放牧頭数)

第六條 放牧場の草種又は草生の改良、障害物の除去及
び牧野用施設の設置は、改良計画書で別に定めるもの

とする。

2 放牧場における不良侵占草及び有害植物の除去は、
毎年六月及び七月に行うものとする。

3 害虫の駆除は、毎年七月及び八月に行うものとする。

4 前各項の実施については予算の範囲内で行うものと
する。

(放牧場の維持管理及び放牧家畜の管理)

第七條 放牧場全般に関する事務及び放牧場の維持、管
理並びに放牧家畜の管理をするため放牧場事務所に現
場職員一人を置く。

2 前項に定めるものの外必要があると認めるときは、
衛生係職員及び牧夫を置く。

第八條 放牧場事務所に牧野管理規程、放牧場現況説明
書、放牧場改良計画書、放牧家畜台帳、出役人名簿、
財産目録写、備品台帳写、物品受払簿、その他必要な
書類及び帳簿を常時備え置くものとする。
(改良のための経費)

第九條 放牧場の改良事業に要する経費は、県費又は国
財政のための経費

(放牧場から支出するものとする)**(経営のための経費)**

第十條 放牧場の經營に要する経費は、県費一般会計と
し、左の收入をもつてこれに充てる。

一、放牧場使用料**二、寄付金****三、国庫の補助金****四、県費****五、その他****(放牧場内における作業)**

第十一條 放牧場区域内において作業を実施する者は放
牧家畜に危害を加え、且つ放牧場施設に損害を与えた
いよう特に留意しなければならない。

(損害の補償)

第十二條 作業実施者（代表者があるときはその代表者）
等は、左の各号の一に該当する場合、その損害を補償
しなければならない。

一、放牧家畜に損害を与えたとき

二、放牧場施設に損害を与えたとき。

三、木戸開放若しくは隔障物の破壊等により放牧家畜が放牧場区域外に脱出し、そのために損害を生じたとき。

(放牧場内の立入禁止)

第十三條 放牧場に家畜を放牧中家畜傳染病が発生し蔓延の虞がある場合、知事は當林署長と協議の上放牧場に立入ることを禁止することができる。この場合禁止により生じた損害に対し知事は補償しない。

(放牧場の利用)

第十四條 放牧場の利用はこの規程に定めるもの外、鳥取県営牧場使用料條例（昭和二十四年五月鳥取県條例第五十号）、鳥取県営牧場預託規程（昭和二十五年十二月鳥取県告示第五百七十一号）によるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

◆昭和二十七年度行政書士試験公告

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四條の規定による昭和二十七年度行政書士試験を次の要領により実施する。

昭和二十七年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、受験資格

- 〔一〕学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者、その他同法第五十六条第一項に規定する者。
- 〔二〕國又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して三年以上になる者。
- 〔三〕行政書士法施行細則（昭和二十六年四月鳥取県規則第二十号）第一條の規定により、前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者。

二、試験科目及び方法

試験は筆記試験とし、左の科目について行う。

- 〔一〕行政書士の業務に關し必要な法令
- 〔二〕一般常識
- 〔三〕作文

三、試験の期日、場所及び合格者の発表

- 〔一〕試験期日 昭和二十七年八月五日
- 〔二〕場所 鳥取市（県庁内）
- 〔三〕合格者の発表 八月中旬県公報により発表する。

なお、本人には直接通知する。

四、出願期限

昭和二十七年七月一日から同年七月三十一日まで。

五、受験願書

試験を受けようとする者は、別記様式の受験願書に履歴書、受験資格を有することを証明する書面及び写真（出願前一年以内に写した上半身手札形のもの）を添えて提出すること。

受験願書を提出するときは試験手数料三百円を納

別記様式

行政書士試験受験願書

本籍 現住所

氏名（ふりがな）

生年月日

私は行政書士試験を受験致したく、別紙履歴書、写真及び受験資格を有する証書を添えて、お願いします。

鳥取県知事 西尾愛治 氏

名印

正

誤

昭和二十七年六月十三日鳥取県公報第二千三百二十号鳥取県告示第三百五号昭和二十七年産水稻、麦、陸稻及び春蚕から適用する賦課金率及び賦課金中誤植があるので次のように訂正する。

四、蚕繭

誤

正

| | | | | | |
|-----------|-------|-------|-----------|-----|-----|
| 市町村農業共済組合 | 賦課率 | 賦課金 | 市町村農業共済組合 | 賦課率 | 賦課金 |
| ○・四五% | 一円七八錢 | ○・四五% | 一円九八錢 | | |

昭和四年八月十五日第三種郵便物認可

行者縣鳥取市東町坂
刷所鳥取縣鳥取市東町坂
刷所

昭和四年八月十五日第三種郵便物認可

行者縣鳥取市東町坂
刷所鳥取縣鳥取市東町坂
刷所